

## 宇都宮駅東口交流拠点施設の使用予約の受付開始について

### 1 予約受付

#### (1) 受付開始日

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

#### (2) 予約を受け付ける諸室等

##### ア 対象施設 別紙 1

- ・ 交流拠点施設の全ての諸室を使用するもの（全館使用）
  - ・ 大ホール（全面使用）（その他の諸室使用を含む。）
  - ・ 中ホール（全面使用）（その他の諸室使用を含む。）
  - ・ 大会議室 2 室の一体使用（その他の諸室使用を含む。）
- ※ その他の諸室については、別紙 2のとおり、段階的に予約受付を行う。

##### イ 使用区分

- ・ 午前 9 時から正午まで
  - ・ 午後 1 時から午後 5 時まで
  - ・ 午後 6 時から午後 1 0 時まで
- ※ 複数区分の予約も可能
- ・ 全日使用
- ※ 連続して使用可能な期間は、最大 1 0 日間とする。

#### (3) 予約申込の方法

- ・ 申込者は、総合政策部 駅東口整備室窓口，又は，市ホームページから「予約申請書（別紙 3）」を入手し，必要事項を記載のうえ，総合政策部 駅東口整備室に提出※
- ※ 提出方法は，窓口へ持参するほか，郵送，ファックス，又は，Eメールへ書類を添付し送信する。
- ・ 「予約申請書」を受領後，使用を希望する諸室等が予約可能であれば，申込者に対して，「予約内定書」を交付
- \* 交流拠点施設専用ホームページの立ち上げ後は，インターネットでの予約受付も可能

(4) 予約受付の周知方法

- ・ 市ホームページ等への掲載
- ・ 全国の大学や企業などの催事主催者等へのダイレクトメールの送付及び営業活動におけるPR
- ・ 国際MICEエキスポへの出展 など

2 今後のスケジュール

令和2年12月24日～	市ホームページ等で予約受付開始を周知 交流拠点施設の使用予約の受付開始
令和3年 1月中旬～	催事主催者等へのダイレクトメールの送付
2月24日～26日	国際MICEエキスポへの出展（オンライン出展）
4月	交流拠点施設専用ホームページの立ち上げ
（	予約を受け付ける諸室を段階的に拡大
令和4年11月30日	交流拠点施設の供用開始

<参考> 諸室構成

諸室	室数	収容人数/室	面積/室	
1階	大ホール	1室	約2,000人	1,882㎡
	小会議室	8室	約45人	平均89㎡
	その他	控室4室, パントリー1室ほか		
2階	大会議室	2室	約300人	271㎡
	その他	控室2室, パントリー1室ほか		
3階	中ホール	1室	約700人	649㎡
	その他	控室1室ほか		
4階	小会議室	3室	約35人	平均78㎡
	その他	控室3室ほか		

<参考> 主な諸室の使用料

使用区分			金額			【参考】 全日使用の 場合の金額
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
大ホール	全面 使用	平日	178,400円	237,800円	237,800円	654,000円
		休日	214,100円	285,400円	285,400円	784,900円
中ホール	全面 使用	平日	74,000円	98,700円	98,700円	271,400円
		休日	88,800円	118,400円	118,400円	325,600円
大会議室201			39,400円	52,600円	52,600円	144,600円
小会議室101			11,600円	15,500円	15,500円	42,600円
控室101			2,800円	3,700円	3,700円	10,200円
パントリー101			2,900円	3,900円	3,900円	10,700円

※1 交流拠点施設の全ての諸室を使用する場合（全館使用）については、平日1,698,100円、休日1,883,200円となる。

※2 大ホール・中ホールについては、可動間仕切りにより、分割して利用が可能

※3 大会議室・小会議室については、可動間仕切りにより、2室を1室として利用が可能

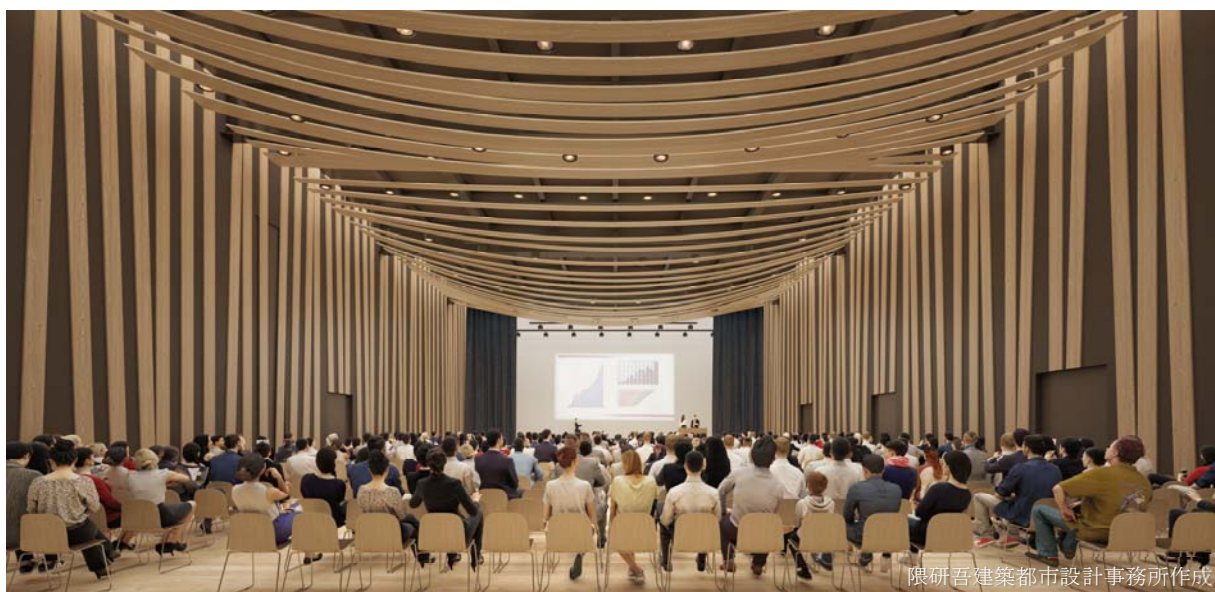
宇都宮駅東口交流拠点施設 イメージ図



【大ホールパース】



【中ホールパース】



【大会議室パース】



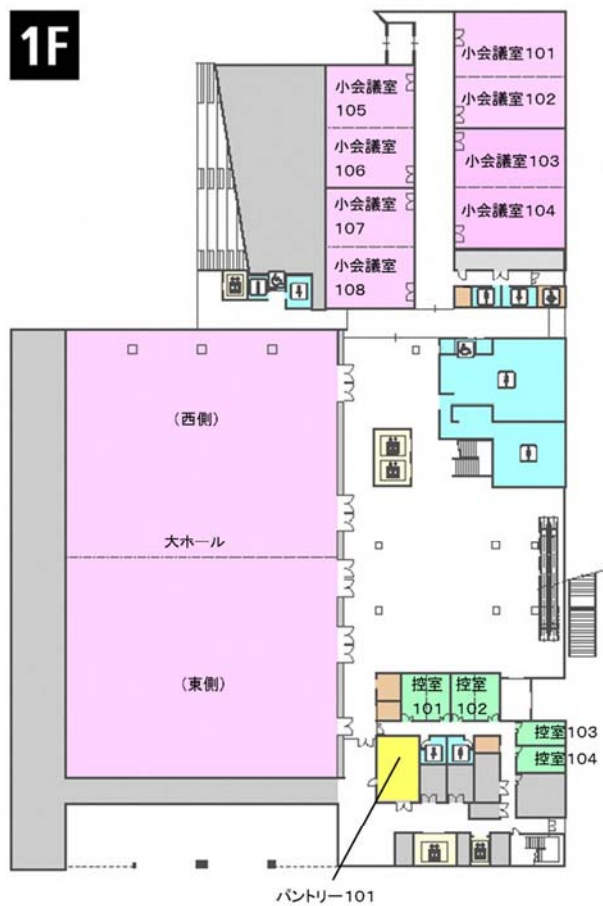
【小会議室パース】



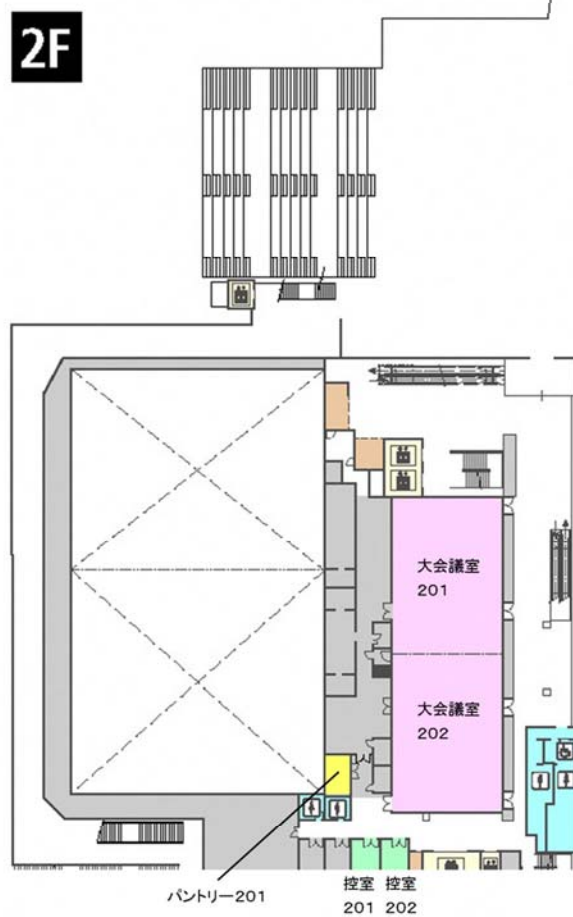
【平面図】



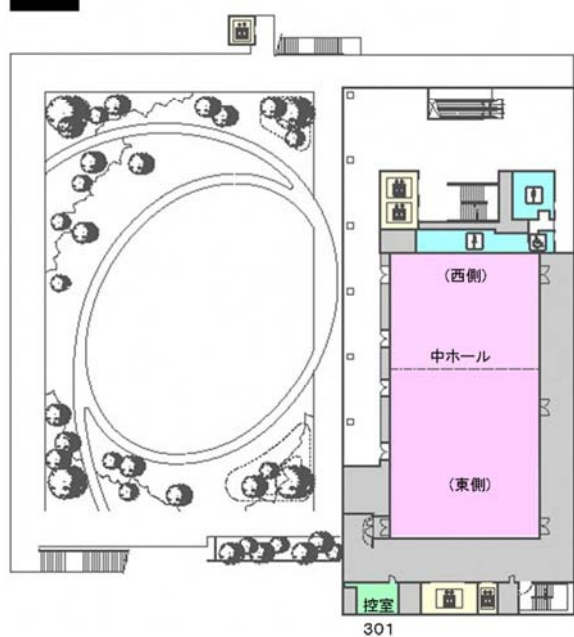
**1F**



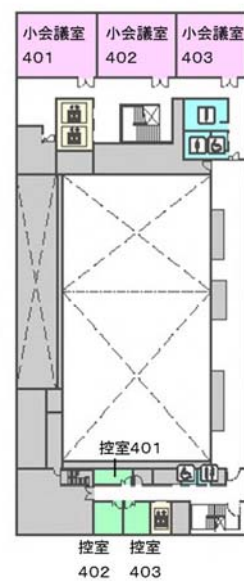
**2F**



**3F**



**4F**



## 各諸室の予約受付を開始する時期

区分	時期	受付開始日
全館使用	交流拠点施設を使用しようとする日の属する月の36ヶ月前の月の初日から使用しようとする日の7日前まで	令和2年12月24日 ※既に開館の2年前を迎えていることから同時に受付を開始する。
・大ホールと中ホールの 全面使用 ・大会議室2室の一体使用 (その他の諸室使用を含む。)	交流拠点施設を使用しようとする日の属する月の24ヶ月前の月の初日から使用しようとする日の7日前まで	
大ホールと中ホールの 分割使用 (その他の諸室使用を含む。)	交流拠点施設を使用しようとする日の属する月の18ヶ月前の月の初日から使用しようとする日の7日前まで	令和3年 6月 1日 (予定)
・大会議室 ・小会議室 (1階の全てを一体的に使用) (4階の全てを一体的に使用)	交流拠点施設を使用しようとする日の属する月の12ヶ月前の月の初日から使用しようとする日の7日前まで	令和3年12月 1日 (予定)
小会議室	交流拠点施設を使用しようとする日の属する月の6ヶ月前の月の初日から使用しようとする日の当日まで	令和4年 6月 1日 (予定)

申請日 令和 年 月 日

宇都宮駅東口交流拠点施設 予約申請書

宇 都 宮 市 長 宛

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

宇都宮駅東口交流拠点施設の予約について、裏面の予約の条件に同意のうえ、下記のとおり、申請いたします。

記

1 催事名称

2 催事内容 (使用人数見込) 人

3 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ( 日間)

4 使用希望

諸室名		使用時間帯
全館使用		午前・午後・夜間
大ホール	全面使用	午前・午後・夜間
	分割 (東側)	午前・午後・夜間
	分割 (西側)	午前・午後・夜間
小会議室101		午前・午後・夜間
小会議室102		午前・午後・夜間
小会議室103		午前・午後・夜間
小会議室104		午前・午後・夜間
小会議室105		午前・午後・夜間
小会議室106		午前・午後・夜間
小会議室107		午前・午後・夜間
小会議室108		午前・午後・夜間
大会議室201		午前・午後・夜間
大会議室202		午前・午後・夜間
中ホール	全面使用	午前・午後・夜間
	分割 (東側)	午前・午後・夜間
	分割 (西側)	午前・午後・夜間

諸室名	使用時間帯
小会議室401	午前・午後・夜間
小会議室402	午前・午後・夜間
小会議室403	午前・午後・夜間
控室101	午前・午後・夜間
控室102	午前・午後・夜間
控室103	午前・午後・夜間
控室104	午前・午後・夜間
控室201	午前・午後・夜間
控室202	午前・午後・夜間
控室301	午前・午後・夜間
控室401	午前・午後・夜間
控室402	午前・午後・夜間
控室403	午前・午後・夜間
パントリー101	午前・午後・夜間
パントリー201	午前・午後・夜間

※ 使用時間帯の欄については、午前 (9時~12時)、午後 (13時~17時)、夜間 (18時~22時) から、使用を希望する時間帯に丸をつけてください。また、全日で使用したい場合は、午前・午後・夜間の全てに丸をつけてください。

※ 控室・パントリーについては、大ホール、中ホール、大会議室、小会議室のいずれかと一緒に使用する場合に、使用することが可能です。

5 その他

[ ]



# 宇都宮駅東口交流拠点施設 予約の条件

## 1 宇都宮駅東口交流拠点施設の使用

宇都宮駅東口交流拠点施設（以下、「交流拠点施設」という。）の使用については、宇都宮市交流拠点施設条例（令和2年条例第47号）（以下、「条例」という。）を遵守するものとします。

## 2 交流拠点施設の予約

交流拠点施設の使用を希望する者は、予約申請書により申し込むものとし、本市では、予約申請書を受領後、使用を希望する諸室等が予約可能であれば、申込者に対して、予約内定書を交付するものとします。

## 3 予約内定の取消

本市では、次のいずれかの事項に該当する場合は、予約の内定を取り消すことができるものとします。

- (1) 条例に反するものであると本市が認めるとき。
- (2) 予約の内定を受けた者（以下、「予約内定者」という。）が、予定する催事を開催することができないと本市が認めるとき。
- (3) その他、市長が相当の事由があると認めるとき。

## 4 交流拠点施設の使用許可

交流拠点施設の使用許可については、交流拠点施設の運営を担う指定管理者の指定後、予約内定者に対して指定管理者から案内を行い、必要な手続きを経て、使用許可の交付により確定となります。

## 5 留意事項

交流拠点施設の開館時期が遅れる場合において、交流拠点施設を使用できないことにより生じる遅延、損害、損失、費用の増加、その他の不測の事態については、本市は責任を負わないものとします。

## 6 その他

その他、交流拠点施設の使用に関する諸条件等については、本市と予約内定者による打合せのうえ、確定するものとします。